

財政状況等一覧表(平成18年度)

(百万円)

団体名 那珂川町

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A) + (B)
7,931	471	8,402

1 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの) (百万円)

一般会計 福祉や教育、道路整備など町政全般の施策を行っていくための基本的な経費を管理する会計のことです。
普通会計 一般会計と公営事業会計以外の特別会計を総合して1つの会計としてまとめたものです。
地方債現在高 学校や道路等を建設する時に借り入れた借入金である地方債の年度末における元金の未償還残高のことです。

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	13,247	12,827	420	284	11,890	-	-
住宅新築資金等 貸付事業特別会計	8	2	6	6	12	-	-
普通会計	13,255	12,829	426	290	11,902	-	-

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの) (百万円, %)

他会計からの繰入金 特定の事業を行うために設置された特別会計は、特定の収入をもって支出するのが原則ですが、収入が不足する場合には、一般会計から財源を補ってもらうお金のことです。

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
国民健康保険事業 特別会計	4,307	4,209	99	99	-	561	-	-	-	法非適用企業
老人保健特別会計	3,094	3,139	45	45	-	244	-	-	-	法非適用企業
介護保険事業 特別会計(保険事業勘定)	1,835	1,822	14	14	67	275	-	-	-	法非適用企業
介護保険事業特別会計 (サービス事業勘定)	5	5	-	-	-	-	-	-	-	法非適用企業
下水道事業会計	841	720	-	121	4,536	102	116.8%	-	-	法適用企業
下水道事業会計(公共)	841	720	-	121	4,487	102	116.8%	-	-	法適用企業
下水道事業会計(特種)	-	-	-	-	48	-	-	-	-	法適用企業

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
 3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円, %)

本町と近隣市町共同で事務を行うために設置した全ての一部事務組合等を対象としています。

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
福岡県中村消防団員 公務災害補償組合	96	93	3	3	-	1.80%	-	-	-	
福岡県自治会館 管理組合	199	155	44	44	-	-	-	-	-	
筑紫自治振興組合	47	40	7	7	102	15.71%	-	-	-	
春日-大野橋-那珂川 消防組合	2,939	2,906	33	33	1,677	25.50%	-	-	-	
福岡県市町村 災害共済基金組合 (一般会計)	2,773	2,773	-	-	-	-	-	-	-	
福岡県市町村 災害共済基金組合 (福岡県公営競技 収益金均てん化基 金特別会計)	27	27	-	-	-	-	-	-	-	
春日那珂川 水道企業団	2,564	2,413	-	151	8,005	-	106.3%	-	-	法適用企業 繰入金19百万円
福岡県自治振興組合	172	171	1	1	-	2.85%	-	-	-	
福岡都市圏緑地等 事業組合(事業会計分)	3,545	3,545	-	-	-	-	-	-	-	
福岡都市圏緑地等 事業組合(一般会計分)	115	104	11	11	-	-	-	-	-	
福岡都市圏広域行政 事業組合(一般会計)	48	45	3	3	-	-	-	-	-	
福岡都市圏広域行政 事業組合(流域連携事業 特別会計)	60	60	0	0	-	-	-	-	-	
福岡都市圏南部環境 事業組合(一般会計)	104	66	38	38	-	10.72%	-	-	-	
福岡県後期高齢者医療 広域連合	1	0	1	1	-	-	-	-	-	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (百万円)

本町の出資割合が25%以上または出資割合が25%未満で町から財政的支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を受けている財団法人、地方三公社等を対象としています。

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
那珂川町教育文化 振興公社	4	216	200	-	-	-	-	
那珂川町 土地開発公社	1	19	5	-	-	295	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	標準的な町政を運営するために必要な経費に対し、標準的に見込まれる税収(一定の方式で計算した額)の過去3ヶ年(平成16年度～平成18年度)の平均数値のことで、この数値が高いほど財政基盤が強いこととなります。
実質収支比率	町税や普通交付税等の自由に使えるお金(標準財政規模)に対する、その年度の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものの(実質収支)の割合のことで、一般的に3～5%が望ましいと考えられています。
実質公債費比率	町の一般会計や特別会計の借金を返済する経費(以下「公債費」という)に加え、一部事務組合等の元利償還金に対する町の負担額等を含めた、町の実質的な公債費に充てる一般財源が標準的な一般財源の規模に占める比率のことで、この比率が18%以上になると地方債発行に国の許可が必要となり、25%以上になると地方債発行の制限を受けることとなります。
経常収支比率	町税や地方交付税等の自由に使える経常的な収入が、人件費や扶助費(お年寄りや子どもなどを支援する経費のこと)、公債費などの経常的な支出に充てられた比率のことで、この比率が低いほど財政上のゆとりがあり、柔軟な対応が可能といえます。

財政力指数	0.67	実質収支比率	3.7%
実質公債費比率	1.4%	経常収支比率	90.0%

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。以上の黄色で示しているところは、総務省が定めた公表様式に基づいたものではなく、町が簡単な解説を加えたものです。